

犬はつないで  
飼いましょう

昭和43年  
4月25日 (1968)

発行所 埼玉県川越市役所  
川越市元町1丁目2番地  
電話川越(0492)③1450代

印刷所 小沢写真印刷工芸社

# 川越

昭和32年6月10日(第3種郵便物認可) No.213  
発行1部4円(10日) 2月2回

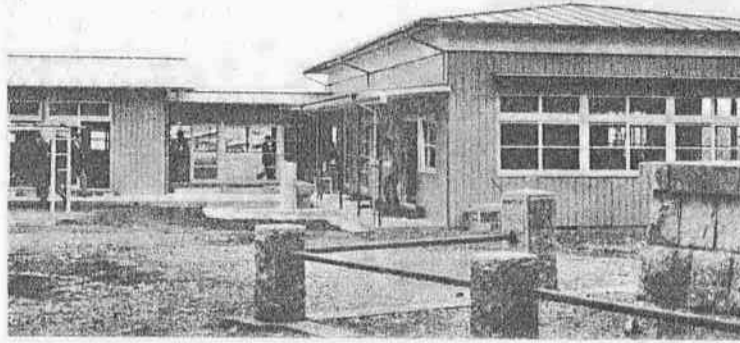
## 人口のうごき

人口	144,130
4月1日現在	
人男	72,821
女	71,309
世帯数	35,097
出生(3月中)	264
死亡( " )	99
転入( " )	1,422
転出( " )	560
前月比	1,027人増

## 第七保育園が完成

定員は60名

4月1日開園



保育園は、児童福祉法による児童福祉施設で、保育に欠ける乳幼児の養護と教育を行って豊かな人間性を養うことを目的とした施設です。現在市内には、市立七、私立二の保育園があります。

このほど完成し、開園した大東地区の第七保育園は、この地区が、川越狭山工業団地造成などにより人口の増加が著しく、乳幼児の保育に欠ける家庭が増加する傾向にあるため設置されたものです。

昭和四十一年十一月三十日着工した市立第七保育園がこのほど五五番地の一、大東出張所跡と完成し、昭和四十三年四月一日の忠告塔敷地の一部で、保育園日しめん工式が行なわれました。

この保育園は、大字豊田二丁目五五番地の一、大東出張所跡の忠告塔敷地の一部で、保育園の規模は、敷地千四百八十七平方メートル、建物、木造平屋建、長尺カラー鉄板瓦葺、床面積は、二〇〇・一四平方メートルで保育室、遊戯室、乳幼児室、調理室など備わっています。

総工費は、主体、整地、外柵工事等で六百二十四万円、このほか机、椅子などの備品七十万円、計六百九十四万円となっています。

保育園は、児童福祉法による児童福祉施設で、保育に欠ける乳幼児を対象に保育することを目的とし、養護と教育が一体となつて豊かな人間性をもち、健全な子どもを育成するところが、保育園の目的となっています。

現在市内にはこのように公・私立を合わせて保育園が六、私立を合わせて三十三園あり、定員は千二百二十名、保育料は一月三万円、年三百六十円です。

また、市民交通傷害保険は、一月三万円、年三百六十円です。

## 登録には照会書

五月から印鑑規則を改正

最近、川越市で印鑑登録申請書や印鑑証明書を偽造して、他人の土地を詐欺しようとした事件が発生しましたが、市では、この機会に印鑑規則を改正し、五月一日から実施することにしました。主な改正点は次のとおりです。

新しく印鑑を登録したり、すでに登録してある印鑑を変更する場合、代理人による場合は、本人の署名が必要となります。

また、印鑑証明書の発行は、本人の申請が必要となります。本人の申請がない場合は、本人の住所を証明する書類を提出する必要があります。

また、印鑑証明書の発行は、本人の申請が必要となります。本人の申請がない場合は、本人の住所を証明する書類を提出する必要があります。

## 印鑑証明は本人に

印鑑証明書の発行は、本人の申請が必要となります。本人の申請がない場合は、本人の住所を証明する書類を提出する必要があります。

また、印鑑証明書の発行は、本人の申請が必要となります。本人の申請がない場合は、本人の住所を証明する書類を提出する必要があります。

## 地方税法の一部改正

原付自転車の月割課税廃止

昭和四十三年四月一日から、課税方法は月割課税となつていますが、この一部改正により、原付自転車の月割課税は廃止され、一括課税の方法が廃止され、一括課税の方法が適用されます。

また、市民交通傷害保険は、一月三万円、年三百六十円です。

## 家庭の日

5月19日です

初夏です。緑です。お庭を小さく区切って金魚池をつくるのもよし、草花の植えかえをするのもよし、土に親しみ、美しいわが家のお庭づくりをしましょう。

また、鯉のぼりにそれぞれの生長の思い出を語りかけましょう。

## 陸・海・空 自衛官

募集中

危険物取扱主任者試験  
試験日：五月二十六日(日)  
試験場所：浦和市常盤九三〇一六四 埼玉大学教養学部と浦和市白幡五八二、県立浦和商业高等学校

宅地建物取引主任者資格試験  
受験資格：高校卒業以上または実務経験が一年以上ある者  
願書受付期間：五月六日から十日まで

受検場所：県土木部建築行政課か県土木事務所庶務課  
受験に必要な書類：宅地建物取引主任者受験申込書に住民票抄本、卒業証明書または実務経歴証明書を添えて提出すること。

用紙は県建築行政課か各土木事務所にあります。

試験日：六月二日午後一時  
試験場所：埼玉大学教養学部および文理学部(国電北浦和駅西口下車徒歩五分)

その他：かわいことは県建築行政課か各土木事務所へお問い合わせください。

市議会だより

第二回定例会市議会(未報告分)



市議会第二日(三月十二日)に提案理由の説明のち、第五日(三月十五日)、第六日(三月十六日)、第八日(三月十八日)、第九日(三月十九日)、第十日(三月二十一日)の五日間にわたり、質疑・答弁のち、各関係委員会に付託し、第十五日(三月二十五日)は総務常任委員会が午後九時五分まで、建設常任委員会が午後九時五分まで付託案を審査。第十六日(三月二十六日)は、総務常任委員会が午後十時三十分まで、文教常任委員会が午後十時三十分まで、厚生常任委員会が午後十時三十分まで、建設常任委員会が午後五時三十分まで、文教常任委員会が午前四時十分まで付託案を審査。第十七日(三月二十七日)は、総務常任委員会が午後五時四十分まで、文教常任委員会が午前四時十分まで付託案を審査。第十八日(三月二十八日)は文教常任委員会が午前二時まで付託案を審査し、翌第二日(三月三十日)午前一時より、建設常任委員長の報告があり、各関係常任委員長報告に対し、討論等を実施し、採決の結果、原案どおり可決した議案は、つぎのとおりです。

特別職の職員で非常勤の者の報酬に関する条例を定めることについて  
川越市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて  
川越市部課設置条例の一部を改正する条例を定めることについて  
川越市職員定員条例の一部を改正する条例を定めることについて  
川越市手数料条例の一部を改正する条例を定めることについて  
川越市火葬場設置条例の一部を改正する条例を定めることについて

川越市市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例  
川越市市営住宅建設基金の設置及び処分に関する条例を定めることについて  
川越市市営住宅建設基金の設置及び処分に関する条例を定めることについて  
川越市市営住宅建設基金の設置及び処分に関する条例を定めることについて

川越市市営住宅建設基金の設置及び処分に関する条例を定めることについて  
川越市市営住宅建設基金の設置及び処分に関する条例を定めることについて  
川越市市営住宅建設基金の設置及び処分に関する条例を定めることについて

【都市改造計画される川越駅前】



提案可決された案件

は、川越市大字笠幡字東谷津三、四三八番一は五件、計二万二千〇八平方メートルを、財団法人、川越市開発協会が取得予定価格、四千三百九十八万五千七百一十一円、処分金額、八千七百七十五万円で、東京都練馬区開町六丁目甲四三番地、丸藤商事株式会社譲渡しようとするものである。  
川越市道路線の認定について  
川越市道路線の認定について  
川越市道路線の認定について

昭和三十九年度埼玉県川越市と市道事業特別会計補正予算(第一号)  
昭和三十九年度埼玉県川越市と市道事業特別会計補正予算(第一号)  
昭和三十九年度埼玉県川越市と市道事業特別会計補正予算(第一号)

【新入児童に交通傷害保険を】



昭和三十九年度埼玉県川越市と市道事業特別会計補正予算(第一号)  
昭和三十九年度埼玉県川越市と市道事業特別会計補正予算(第一号)  
昭和三十九年度埼玉県川越市と市道事業特別会計補正予算(第一号)

昭和三十九年度埼玉県川越市と市道事業特別会計補正予算(第一号)  
昭和三十九年度埼玉県川越市と市道事業特別会計補正予算(第一号)  
昭和三十九年度埼玉県川越市と市道事業特別会計補正予算(第一号)

市議会日誌

三月一日午前十一時に、武雄市議会議員が、行政視察のため来庁し、「市行政全般について」熱心に視察されました。  
三月四日午前九時三十分より、市民会館において、厚生常任委員会が開催され、



春の大そうじ

春の大そうじは、カ、ハエノミ、ネズミなどの害虫を徹底的に退治することに重点をおきましょう。

天井裏に懐中電灯で照らしながらよくほりを取り、消毒剤を噴霧器を利用して、たふりかける。

床下消毒剤 石灰などを十分まく。

たみかき よく日に当ててほりをたたき出す。床板の上には新しい新聞紙を三枚ぐらい重ねて敷く。



季節のメモ

セリやタンポポが、田のあぜ道や小川の土手にたくさんはえています。ハイキングを兼ねて野草をつみとり、野のにおいを楽しんではいかがでしょうか。タンポポはあくが強いのでよくゆがいて食べることに。セリは虫の卵などがついていますが、これもよくゆでて味わってください。

山菜料理で春の味 セリやタンポポが、田のあぜ道や小川の土手にたくさんはえています。ハイキングを兼ねて野草をつみとり、野のにおいを楽しんではいかがでしょうか。タンポポはあくが強いのでよくゆがいて食べることに。セリは虫の卵などがついていますが、これもよくゆでて味わってください。

ご家庭の奥さんも

国民年金に加入を

国民年金は、二十才から会社や官庁の厚生年金、共済年金に加入していない人は必ず加入しなければならぬ年金制度です。

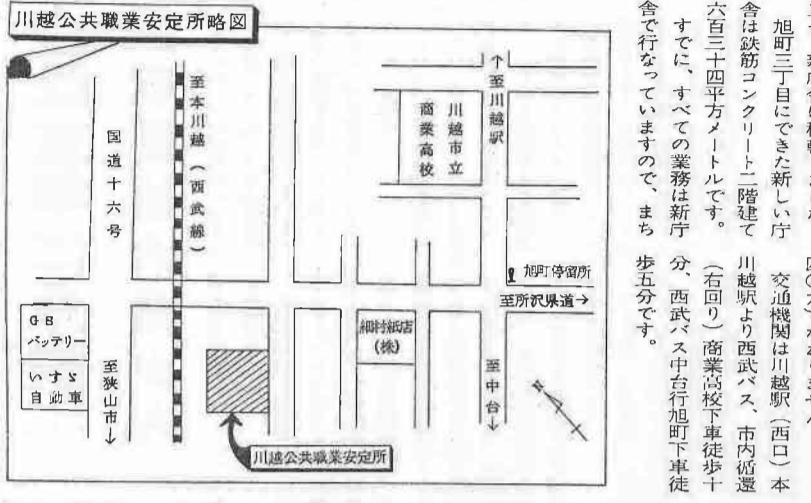
この制度は、年をとったときにももちろん、思いがけない事故で障害者になったり、母子家庭になったり、社会の共同の力で生活に困らないようにするものです。

年金の種類

加入したときは、毎月二百円(三十五才以上は、毎月二百五十円)の保険料を納めなければなりません。

川越公共職業安定所が移転

市内旭町三丁目一九番地八に新築中だった川越公共職業安定所が、このほどできあがり四月二十日新庁舎に移転しました。



母子年金

ご主人になくなられ、十八才に満たないお子さんがいる場合支給されます。

Table with columns for '納めた年数' (Number of years paid) and '年金額' (Annual amount). Rows include 10 years (240,000), 20 years (360,000), 30 years (480,000), 40 years (600,000).

納めた年数 年金額 10年 24万四千元 20年 36万円 30年 48万円 40年 60万円

特別弔慰金

申請は五月三十一日まで

戦没者の遺族に対する特別弔慰金に関する法律の一部が改正され、支給資格の範囲が拡大されました。

交通指導員を委嘱

四月十六日、川越市交通安全協会と川越警察署では、日一日と増加する不幸な交通事故から児童を守るために、新しく交通指導員の委嘱を行いました。

- List of names and addresses of appointed traffic guides: 山田圭一, 大宇増形, 佐藤, 大谷, 真田, 進藤, 友金, 鈴木, 利根, 野田, 山田, 大宇, 青田.

四月十六日、川越市交通安全協会と川越警察署では、日一日と増加する不幸な交通事故から児童を守るために、新しく交通指導員の委嘱を行いました。



自治協力員のうごき 新たに次のかたが自治協力員として委嘱されました。

新聞受をつくって

連絡員さんのお願ひ そのための配りに行って置く場所が見当たらず、持ち帰りたり、玄関の前などに石をのせて置いたりしますが、風でとんだり、小さいお子さんのいたらずや雨に濡れたりしてみんなのお手ご協力ください。

市民のみならず、郵便物や新聞の配りに行って置く場所が見当たらず、持ち帰りたり、玄関の前などに石をのせて置いたりしますが、風でとんだり、小さいお子さんのいたらずや雨に濡れたりしてみんなのお手ご協力ください。

ゴミの投棄はやめましょう

最近、川やあき地にゴミを捨てる人が多く見受けられます。川やあき地にゴミや汚物を捨てないようにしましょう。

また、従来の慣習で川やあき地に捨てている地区もあると思いますが、市内の川やあき地は全面的に禁止されています。

衛生的で美しい町を造るために市民のみならず一人一人がゴミを捨てないように協力ください。

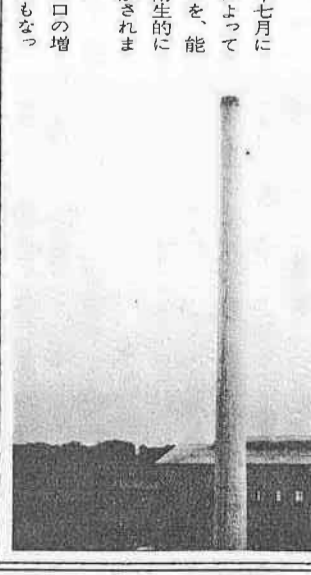
この改正により、あなたに受給資格を得たか、あるいは改定資格を得ているか、まだ請求手続きをしていないか、私一人が「捨てて

じんかい焼却場

敷地面積は三百四十三・八平方メートル、建物面積は三百七十五・六平方メートルで、総工費千四百二十五万七千円を投じて完成しました。

現在市昭和三十二年七月に建設したじんかい焼却場は、焼却炉が自然通風型で一日三十トンのじんかいを処理できます。しかし、人口はますます増えて収集区域も拡大されていくので、ここで焼却できないじんかいの量は全市内の三分の一程度で残りは埋め立て工事などに利用されています。

一回目は芳野地区鹿飼にある川越市管じんかい焼却場を紹介いたします。



砂新田句会

相川 水月 帰心なくヒル屋上の春の雪 夏みかん切る切っ先に海鳴りす 小金井つや子 春疾風骨拾ふ涙私ふなり

早川 ヒサコ 沈丁花のさかりを隣に見る 相川 良子 飛び石に歩巾のあまる春の雨

藤間南句会

矢野千代子 越いち子 岩だたみ風情をそえて春の雨 村本 静子 高柳の上をよきおそく庭の春 麻生 秀子 花の苗光る老人のしわの顔

市民のお年寄り、ご婦人の方から好評をえております。高齢者学級と婦人学級を五月中旬から開設することになりました。

市民のお年寄り、ご婦人の方から好評をえております。高齢者学級と婦人学級を五月中旬から開設することになりました。

市民のお年寄り、ご婦人の方から好評をえております。高齢者学級と婦人学級を五月中旬から開設することになりました。

市民のお年寄り、ご婦人の方から好評をえております。高齢者学級と婦人学級を五月中旬から開設することになりました。

# 市民の協力が 事業を促進

市民からの声の期待  
昭和四十三年三月二十二日、建設省令第十一号の告示により下水道受益者負担金制度が即日適用となりました。

本市においては旧市街地の大部分が下水道を完備し、処理区域内では水洗便所の普及率はほぼ四〇％という状況にあります。一方、市勢の発展に伴い周辺といわず、空閑地といわず、未施設地へ次々と家が建ち、下水道事情を複雑化させていることはすでにご承知のとおりであります。

資金難のためにブレーキがかかっているこの事業の促進については、ひとえに市民各位の援助するという空気の盛り上がりをお願いしてやみません。

このたび市議会の了解を賜り

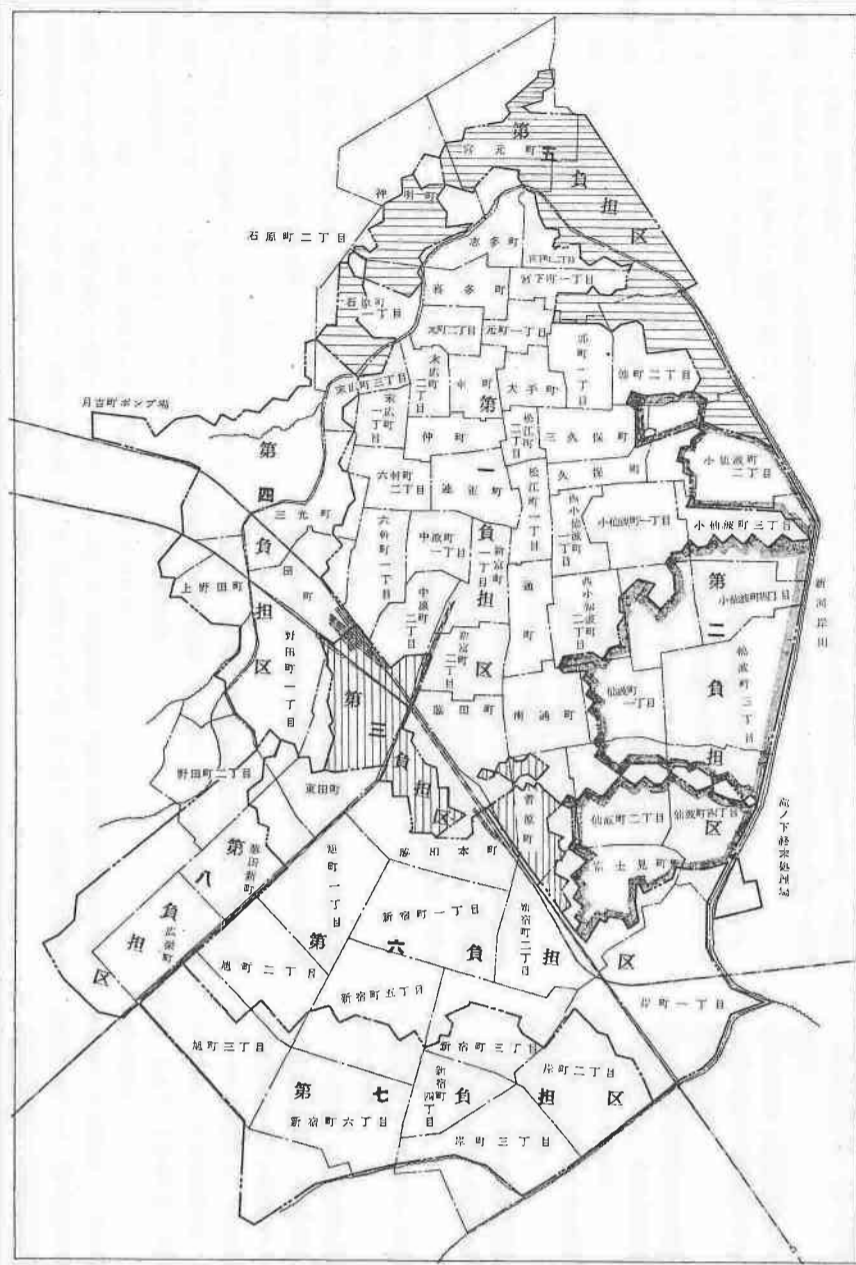
## 負担区域

### きままる

本年度の措置  
川越市告示第四十二号  
川越都市計画下水道事業受益者負担金に関する省令第三条第二項の規定に基づき次のとおり告示する。

その図面は昭和四十三年四月二日から一週間川越市建設部下水道課において一般の縦覧に供する。

昭和四十三年四月一日



- | 負担区の名称 | 負担区の区域   |
|--------|--|
| 第一負担区  | 志多町、喜多町、元町一丁目、元町二丁目、仲町、六軒町一丁目、六軒町二丁目、二丁目、小仙波町三丁目、小仙波町二丁目、水川町の各一部地域   |
| 第二負担区  | 仙波町一丁目、仙波町二丁目、仙波町三丁目、仙波町四丁目、菅原町、富士見町、南通町の各一部地域   |
| 第三負担区  | 宮下町一丁目、宮下町二丁目、宮下町三丁目、神原町一丁目、神原町二丁目、神原町三丁目、末広町一丁目、末広町二丁目、野田町一丁目、野田町二丁目、野田町三丁目、岸町一丁目、旭町一丁目、旭町二丁目、旭町三丁目、新宿町一丁目、新宿町二丁目、新宿町三丁目、東田町、新宿町五丁目、新宿町六丁目、新宿町七丁目、新宿町八丁目、新宿町九丁目、新宿町十丁目、新宿町十一丁目、新宿町十二丁目、新宿町十三丁目、新宿町十四丁目、新宿町十五丁目、新宿町十六丁目、新宿町十七丁目、新宿町十八丁目、新宿町十九丁目、新宿町二十丁目、新宿町二十一丁目、新宿町二十二丁目、新宿町二十三丁目、新宿町二十四丁目、新宿町二十五丁目、新宿町二十六丁目、新宿町二十七丁目、新宿町二十八丁目、新宿町二十九丁目、新宿町三十丁目、新宿町三十一丁目、新宿町三十二丁目、新宿町三十三丁目、新宿町三十四丁目、新宿町三十五丁目、新宿町三十六丁目、新宿町三十七丁目、新宿町三十八丁目、新宿町三十九丁目、新宿町四十丁目、新宿町四十一丁目、新宿町四十二丁目、新宿町四十三丁目、新宿町四十四丁目、新宿町四十五丁目、新宿町四十六丁目、新宿町四十七丁目、新宿町四十八丁目、新宿町四十九丁目、新宿町五十丁目、新宿町五十一丁目、新宿町五十二丁目、新宿町五十三丁目、新宿町五十四丁目、新宿町五十五丁目、新宿町五十六丁目、新宿町五十七丁目、新宿町五十八丁目、新宿町五十九丁目、新宿町六十丁目、新宿町六十一丁目、新宿町六十二丁目、新宿町六十三丁目、新宿町六十四丁目、新宿町六十五丁目、新宿町六十六丁目、新宿町六十七丁目、新宿町六十八丁目、新宿町六十九丁目、新宿町七十丁目、新宿町七十一丁目、新宿町七十二丁目、新宿町七十三丁目、新宿町七十四丁目、新宿町七十五丁目、新宿町七十六丁目、新宿町七十七丁目、新宿町七十八丁目、新宿町七十九丁目、新宿町八十丁目、新宿町八十一丁目、新宿町八十二丁目、新宿町八十三丁目、新宿町八十四丁目、新宿町八十五丁目、新宿町八十六丁目、新宿町八十七丁目、新宿町八十八丁目、新宿町八十九丁目、新宿町九十丁目、新宿町九十一丁目、新宿町九十二丁目、新宿町九十三丁目、新宿町九十四丁目、新宿町九十五丁目、新宿町九十六丁目、新宿町九十七丁目、新宿町九十八丁目、新宿町九十九丁目、新宿町百丁目 |
| 第四負担区  | 仙波町二丁目、仙波町三丁目、仙波町四丁目、菅原町、富士見町、南通町の各一部地域  |
| 第五負担区  | 仙波町一丁目、仙波町二丁目、仙波町三丁目、仙波町四丁目、菅原町、富士見町、南通町の各一部地域   |
| 第六負担区  | 仙波町一丁目、仙波町二丁目、仙波町三丁目、仙波町四丁目、菅原町、富士見町、南通町の各一部地域   |
| 第七負担区  | 仙波町一丁目、仙波町二丁目、仙波町三丁目、仙波町四丁目、菅原町、富士見町、南通町の各一部地域   |

## 本年度の負担金徴収区域

- | 負担区の名称 | 負担区の区域   |
|--------|--|
| 第一負担区  | 志多町、喜多町、元町一丁目、元町二丁目、仲町、六軒町一丁目、六軒町二丁目、二丁目、小仙波町三丁目、小仙波町二丁目、水川町の各一部地域   |
| 第二負担区  | 仙波町一丁目、仙波町二丁目、仙波町三丁目、仙波町四丁目、菅原町、富士見町、南通町の各一部地域   |
| 第三負担区  | 宮下町一丁目、宮下町二丁目、宮下町三丁目、神原町一丁目、神原町二丁目、神原町三丁目、末広町一丁目、末広町二丁目、野田町一丁目、野田町二丁目、野田町三丁目、岸町一丁目、旭町一丁目、旭町二丁目、旭町三丁目、新宿町一丁目、新宿町二丁目、新宿町三丁目、東田町、新宿町五丁目、新宿町六丁目、新宿町七丁目、新宿町八丁目、新宿町九丁目、新宿町十丁目、新宿町十一丁目、新宿町十二丁目、新宿町十三丁目、新宿町十四丁目、新宿町十五丁目、新宿町十六丁目、新宿町十七丁目、新宿町十八丁目、新宿町十九丁目、新宿町二十丁目、新宿町二十一丁目、新宿町二十二丁目、新宿町二十三丁目、新宿町二十四丁目、新宿町二十五丁目、新宿町二十六丁目、新宿町二十七丁目、新宿町二十八丁目、新宿町二十九丁目、新宿町三十丁目、新宿町三十一丁目、新宿町三十二丁目、新宿町三十三丁目、新宿町三十四丁目、新宿町三十五丁目、新宿町三十六丁目、新宿町三十七丁目、新宿町三十八丁目、新宿町三十九丁目、新宿町四十丁目、新宿町四十一丁目、新宿町四十二丁目、新宿町四十三丁目、新宿町四十四丁目、新宿町四十五丁目、新宿町四十六丁目、新宿町四十七丁目、新宿町四十八丁目、新宿町四十九丁目、新宿町五十丁目、新宿町五十一丁目、新宿町五十二丁目、新宿町五十三丁目、新宿町五十四丁目、新宿町五十五丁目、新宿町五十六丁目、新宿町五十七丁目、新宿町五十八丁目、新宿町五十九丁目、新宿町六十丁目、新宿町六十一丁目、新宿町六十二丁目、新宿町六十三丁目、新宿町六十四丁目、新宿町六十五丁目、新宿町六十六丁目、新宿町六十七丁目、新宿町六十八丁目、新宿町六十九丁目、新宿町七十丁目、新宿町七十一丁目、新宿町七十二丁目、新宿町七十三丁目、新宿町七十四丁目、新宿町七十五丁目、新宿町七十六丁目、新宿町七十七丁目、新宿町七十八丁目、新宿町七十九丁目、新宿町八十丁目、新宿町八十一丁目、新宿町八十二丁目、新宿町八十三丁目、新宿町八十四丁目、新宿町八十五丁目、新宿町八十六丁目、新宿町八十七丁目、新宿町八十八丁目、新宿町八十九丁目、新宿町九十丁目、新宿町九十一丁目、新宿町九十二丁目、新宿町九十三丁目、新宿町九十四丁目、新宿町九十五丁目、新宿町九十六丁目、新宿町九十七丁目、新宿町九十八丁目、新宿町九十九丁目、新宿町百丁目 |
| 第四負担区  | 仙波町二丁目、仙波町三丁目、仙波町四丁目、菅原町、富士見町、南通町の各一部地域  |
| 第五負担区  | 仙波町一丁目、仙波町二丁目、仙波町三丁目、仙波町四丁目、菅原町、富士見町、南通町の各一部地域   |
| 第六負担区  | 仙波町一丁目、仙波町二丁目、仙波町三丁目、仙波町四丁目、菅原町、富士見町、南通町の各一部地域   |
| 第七負担区  | 仙波町一丁目、仙波町二丁目、仙波町三丁目、仙波町四丁目、菅原町、富士見町、南通町の各一部地域   |

# 省令

建設省令第十一号  
都市計画法施行令(大正八年勅令第四百八十二号)第十条の規定に基づき、川越都市計画下水道事業受益者負担に関する省令を次のように定める。

昭和四十三年三月二十二日  
建設大臣 保利 茂

## 川越都市計画下水道事業受益者負担に関する省令(総則)

第一条 川越市長(以下「市長」という)は、この省令の定めるところにより、都市計画事業として執行する下水道事業のうち公共下水道に係る事業(以下「事業」という)に要する費用の一部に充てるため、都市計画法(大正八年法律第三十六号)第六条第二項の規定に基づき受益者負担金(以下「負担金」という)を徴収するものとする。

第二条 この省令において「受益者」とは、事業により築造される公共下水道の排水区域(以下「排水区域」という)内に存する土地の所有者をいう。ただし、地上権、質権又は使用貸借若しくは賃貸借による権利(一時使用のために設定された地上権又は使用貸借若しくは賃貸借による権利を除く。以下「地上権等」という)の目的となつてゐる土地についてはそれぞれ地上権者、質権者、使用借主又は賃借人をいう。

第三条 市長は、排水区域における土地の整理(昭和二十九年法律第九十九号)による土地地区画整理事業の施行に係る土地について仮換地の指定が行なわれた場合において必要であると認めるときは、換地処分が行なわれたものとみなして、前項の受益者を定めることができる。

(負担金の決定等)

第四条 市長は、排水区域を土地の状況に応じて二以上の負担区に区分するものとする。

第五条 市長は、前項の規定により負担区を定めるときは、当該負担区の名称、区域及び地積を公告しなければならない。

(負担区に課する事業費の額)

第六条 負担区に課する事業費の額は、次の各号に掲げる費用の額の合計額とする。

一 当該負担区に共通する施設に係る事業(以下「共通事業」という)に要する費用の額に、当該負担区に課する事業に係る当該負担区に課する地積の合計額に對する割合を乗じて得た額

二 当該負担区における共通事業以外の事業に要する費用の額

(負担金の総額)

第七条 市長は、前条の公告の日現在における当該公告のあった賦課対象区域内の土地に係る受益者ごとに、第七条の規定により公告された単位負担金額の予定額を基礎として負担金の額を定め、これを賦課するものとする。

(負担金の賦課及び徴収)

第八条 市長は、前条の公告の日現在における当該公告のあった賦課対象区域内の土地に係る受益者ごとに、第七条の規定により公告された単位負担金額の予定額を基礎として負担金の額を定め、これを賦課するものとする。

(賦課対象区域の決定等)

第九条 市長は、毎年度の当初に、当該年度内に事業を施行することを予定し、かつ、負担金を賦課しようとする区域(以下「賦課対象区域」という)を定め、これを公告しなければならない。

(負担金の精算)

第十条 市長は、前条の規定により公告された当該負担区に係る単位負担金額を基礎として負担金の額を確定し、その確定した額と第九条第一項の規定により公告された当該負担区に係る単位負担金額とを比較し、その差額に相当する金額を受益者から徴収し、又は受益者に還付しなければならない。

(負担金の徴収)

第十一条 市長は、前条の規定により公告された当該負担区に係る単位負担金額を基礎として負担金の額を確定し、その確定した額と第九条第一項の規定により公告された当該負担区に係る単位負担金額とを比較し、その差額に相当する金額を受益者から徴収し、又は受益者に還付しなければならない。

(負担金の徴収)

第十二条 市長は、前条の規定により公告された当該負担区に係る単位負担金額を基礎として負担金の額を確定し、その確定した額と第九条第一項の規定により公告された当該負担区に係る単位負担金額とを比較し、その差額に相当する金額を受益者から徴収し、又は受益者に還付しなければならない。

(負担金の徴収)

第十三条 市長は、前条の規定により公告された当該負担区に係る単位負担金額を基礎として負担金の額を確定し、その確定した額と第九条第一項の規定により公告された当該負担区に係る単位負担金額とを比較し、その差額に相当する金額を受益者から徴収し、又は受益者に還付しなければならない。

しあわせの明日につながる下水道

2 前条の規定により公告された当該負担区に係る事業費及び単位負担金額の確定額が第七條の規定により公告された当該負担区に係る事業費及び単位負担金額の予定額をこえる場合において、その差額が少なく、市長が認めるときは、前項の規定による精算をしないことができる。

3 市長は、前項の規定により精算をしないときは、前条の規定による公告の日後遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

2 前項の報奨金に十円未満の端数があるときは、その金額が十円未満であるとき、又は受益者に係る負担金のうち未納に係る負担金がある場合にはこれを交付しない。

10 市長は、次の各号の一に該当するときは、すでに確定した負担金で、その納期限において、その金額を徴収することができないと認められるもの限り、その納期前においても負担金を繰り上げて徴収することができる。

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令の施行前に施行された事業の部分については、当該部分に係る区域を第八條の規定による賦課対象区域とみなして、この省令の規定を適用する。

1 前項の規定による精算追徴額の納付すべき納期及び精算追徴額の還付すべき期日は、市長が別に定める。

15 省令第十三條第一項の規定により負担金を精算する場合において追徴するときは、下水道事業受益者負担金追徴額納入通知書(第十一号様式)によるものとし、還付するときは、下水道事業受益者負担金過誤納金還付(充当)通知書の例によるものとする。

省令施行規則

川越都市計画下水道事業受益者負担に関する省令施行規則 (昭和四十三年三月二十二日) (規則 第四号)

(目的) 第一条 この規則は、川越都市計画下水道事業受益者負担に関する省令(昭和四十三年建設省令第十一号。以下「省令」という。)第十五條の規定に基づき省令の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

(負担金の算定基準) 第二条 省令第六條の規定による受益者が負担する負担金の額(以下「負担金」という。)の算定基準となる土地の地積は公簿による。ただし、これによりがたいと市長が認めるときは、実測によることができる。

(一時使用) 第三条 省令第二條第一項に規定する一時使用とは、建物の所有を目的としない地上権又は使用貸借若しくは賃貸借による権利に係る使用で、その契約に存続期間の定めのないもの又は存続期間が十年未満のものを用いる。

(受益者の申告) 第四条 受益者は、省令第七條に規定する公告の日以後において、市長の定める日までに、下水道事業受益者申告書(第一号様式)を市長に提出しなければならない。

1 前項の場合において同一の土地に、二人以上の受益者があればならない。

2 前項に規定する各納期に係る負担金の徴収は、下水道事業受益者負担金納入通知書(第三号様式)によるものとする。

2 前項に規定する各納期に係る負担金の徴収は、下水道事業受益者負担金納入通知書(第三号様式)によるものとする。

2 前項に規定する各納期に係る負担金の徴収は、下水道事業受益者負担金納入通知書(第三号様式)によるものとする。

2 前項に規定する各納期に係る負担金の徴収は、下水道事業受益者負担金納入通知書(第三号様式)によるものとする。

2 前項に規定する各納期に係る負担金の徴収は、下水道事業受益者負担金納入通知書(第三号様式)によるものとする。

2 前項に規定する各納期に係る負担金の徴収は、下水道事業受益者負担金納入通知書(第三号様式)によるものとする。

2 前項に規定する各納期に係る負担金の徴収は、下水道事業受益者負担金納入通知書(第三号様式)によるものとする。

2 前項に規定する各納期に係る負担金の徴収は、下水道事業受益者負担金納入通知書(第三号様式)によるものとする。

2 前項に規定する各納期に係る負担金の徴収は、下水道事業受益者負担金納入通知書(第三号様式)によるものとする。

2 前項に規定する各納期に係る負担金の徴収は、下水道事業受益者負担金納入通知書(第三号様式)によるものとする。

2 前項に規定する各納期に係る負担金の徴収は、下水道事業受益者負担金納入通知書(第三号様式)によるものとする。

2 前項に規定する各納期に係る負担金の徴収は、下水道事業受益者負担金納入通知書(第三号様式)によるものとする。

2 前項に規定する各納期に係る負担金の徴収は、下水道事業受益者負担金納入通知書(第三号様式)によるものとする。

2 前項に規定する各納期に係る負担金の徴収は、下水道事業受益者負担金納入通知書(第三号様式)によるものとする。

別表第一 一括納付報奨金交付率表

別表第二 下水道事業受益者負担金減免基準

土地の使用も受益者

用語の解説 1 受益者 都市計画法にある著しく利益を受ける者の「利益」とは下水道を利用することによって、より高度の生活を営み得ることになった土地の便宜性の増加を指し、具体的には土地の利用価値の増進、土地の値上がりと解釈します。その結果受益者は土地の所有者と限定する一方、土地に永続的な借地権等が設定されているような場合、それらの権利者をも受益者とみなす。